

福山市ふるさと納税（ばらのまち福山応援寄附金）業務委託仕様書

1 業務名

福山市ふるさと納税（ばらのまち福山応援寄附金）業務委託

2 業務目的

本市では、ふるさと納税制度を活用して本市の魅力や政策を発信し、本市の取組に共感し応援していただける寄附者を増やすとともに、本市特産品等のPRや地域経済の活性化を図る取組を進めている。

この取組における、本市へのふるさと納税に係る寄附の受付、寄附情報等の管理、返礼品等の発注・配送管理、寄附金受領証明書等の発送、新規返礼品の開発・提案、本市の魅力発信に繋がる広報などの多岐に渡る業務について、民間事業者が持っている体制やノウハウを活用し、効率的かつ効果的に進めることを目的とする。

3 委託期間

2026年（令和8年）4月1日から2028年（令和10年）3月31日まで。

但し、2026年（令和8年）3月31日までは、引継ぎ及びシステム等の準備期間とし、準備期間に関して委託料は発生しないものとする。

また、2027年（令和9年）4月1日から2028年（令和10年）3月31日については、2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日までに受け付けた返礼品の発注及び配送管理に関する業務に限る。

4 前提条件

（1）利用するふるさと納税ポータルサイト

本市が利用する次のふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）での寄附受付に関する業務遂行が可能であること。

- ①ふるさとチョイス（パートナーサイト含む。）
- ②楽天ふるさと納税
- ③ANAのふるさと納税
- ④ふるなび

なお、委託期間中にポータルサイトの追加・変更等をする場合は事前協議による。

（2）利用する寄附金管理システム

本市が利用する寄附金管理システム（以下「管理システム」という。）は、株式会社 Workthy が提供する「ふるさと納税 d o」とする。

ただし、「ふるさと納税 d o」と並行して別途システムを導入することで、本市及び返礼品提供事業者の利便性が向上する提案がある場合は妨げるものではない。なお、別途システムの利用料については受注者の負担とする。

5 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。なお、この委託業務は、ふるさと納税事業に必要と考えられる事項を明記しており、本業務に係るプロポーザルを実施することにより決定した受注者の企画提案書の内容により調整する場合がある。

- （１）寄附受付及び寄附情報の管理・運用に関する業務
- （２）ポータルサイト管理運営に関する業務
- （３）返礼品等の発注及び配送管理に関する業務
- （４）寄附者からの問い合わせ等に関する業務
- （５）寄附者への寄附金受領証明書等の送付業務
- （６）返礼品の開発・拡充及び返礼品提供事業者の支援に関する業務
- （７）本市の魅力発信やプロモーション等に関する業務
- （８）ふるさと納税の推進に関する業務
- （９）クラウドファンディング型ふるさと納税に関する業務

6 業務の詳細

- （１）寄附受付及び寄附情報の管理・運用に関する業務

ア 使用するポータルサイトを經由して受け付けた寄附について、管理システムにより一元的に管理すること。

イ 寄附者がポータルサイトを經由せずに本市に寄附を行った場合において、本市からの寄附情報の提供を受け、申込状況、納付状況及び返礼品の申込みに関する各種情報を正確に管理すること。

ウ ポータルサイトから寄附申込情報を取り込むことができる管理システムを提供すること。

- （２）ポータルサイト管理運営に関する業務

ア ポータルサイトへの自治体紹介ページの作成、返礼品等の掲載情報の追加登録、更新、修正、充実等の管理運営を適切に行うこと。（クラウドファンディング型

ふるさと納税を含む。)

イ 寄附者に寄附の受付及び配送に関する通知を行うこと。なお、2026年（令和8年）4月1日から全てのポータルサイトが寄附の受付をできるように、システム及び返礼品掲載の準備を行うこと。

ウ 返礼品紹介ページのPR力を高めるため、返礼品の既存、新規を問わず、必要に応じて返礼品及び返礼品提供事業者への取材、画像入手、画像制作（撮影作業を含む）、紹介文の作成等の作業を行うこと。特に画像については、返礼品の魅力をより分かりやすく寄附者に伝えるために必要な加工や文字入れを行うこと。なお、返礼品の掲載にあたっては、事前に返礼品提供事業者に掲載内容に誤りがないか確認を取ることを。

エ 返礼品の露出強化のため、SEO（検索エンジン最適化）対策を適切に行うこと。

オ 寄附者によるポータルサイトのレビュー投稿内容を確認し、必要に応じて返信すること。特に対応が必要と思われるレビュー内容については、速やかに本市及び返礼品提供事業者へ報告すること。

カ ポータルサイトが個別に提供しているサービス機能（PR、データ集計、メールマガジン配信等）について、本市と協議の上、積極的に活用すること。

キ ポータルサイトが実施する特集企画等の情報収集に努め、本市へ情報提供するとともに、必要に応じて、申請手続きなどに関する本市のサポートを行うこと。

ク 大規模災害等が発生した場合において、災害支援の寄附金を円滑に受け入れることができるよう、迅速かつ臨機応変に対応すること。

ケ ポータルサイトへ掲載する返礼品に対する必要寄附金額の新規及び変更設定に当たっては、本市の指定に対応すること。

コ 本市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、笠岡市及び井原市の7市2町で構成される備後圏域（以下「備後圏域」という。）のふるさと納税に係る事業において、本市から返礼品の画像、紹介文等の制作依頼があった場合、適切に対応すること。

サ ポータルサイトの利用が困難な方で本市への寄附を希望する場合において、受注者が作成する返礼品のカタログを送付すること。なお、返礼品のカタログについては、ポータルサイトのシステムから出力が可能なカタログを使用してもよいものとする。

(3) 返礼品等の発注及び配送管理に関する業務

ア 受注者は、委託料の範囲内で返礼品等の調達・送付等を行うこと。なお、これらの実施に必要となる返礼品等取扱事業者との契約等については受注者の責任において対応し、本市は返礼品等の調達・送付に係る業務において生じた返礼品等の契約不適合責任を負わない。

イ 返礼品提供事業者への返礼品の発注は、寄附金の納付が確認でき次第、迅速に行うこと。

ウ 返礼品提供事業者と緊密に連携を図るとともに、返礼品の配送が円滑に行われるよう、在庫管理を行うこと。また、各ポータルサイトにおける在庫の確認を適宜行い、寄附機会の損失を防ぐため、各ポータルサイト間での適切な在庫配分を行うこと。

エ 返礼品の品質管理につき、返礼品提供事業者への指導監督を行うほか、成功事例の報告会等を主催するなど、品質向上に向けた必要な措置を講じること。

オ 返礼品の配送状況の管理を行うとともに、配送遅延又は返礼品の破損等、配送に係るトラブルが生じた場合は、寄附者等への対応を迅速に行うこと。なお、重大な案件については、本市に直ちに報告すること。

カ 返礼品調達費及び配送料は、返礼品提供事業者の納品実績に基づき、受注者が返礼品提供事業者及び配送事業者へ支払うこと。なお、本市への委託料の請求に当たっては、毎月の実績を集計の上、返礼品提供事業者名、返礼品名称、発送数量等の内訳が分かる明細を添付すること。

キ 配送料については、配送事業者との価格交渉や、返礼品提供事業者との配送サイズ、配送温度帯等の交渉を行うなど、配送料の節減に努めること。

ク 季節限定や提供数が限定された返礼品等について、発送時期や商品掲載について管理を行うこと。また残数を超えた申込を制限する仕組みを設けること。

ケ 寄附者や返礼品提供事業者、本市との各種調整を行うこと。また、本委託業務に関することについては総合的に返礼品提供事業者を支援すること。

(4) 寄附者からの問い合わせ等に関する業務

ア 寄附の方法、返礼品、ワンストップ特例制度、寄附のキャンセル等に関する寄附者からの問い合わせに対応するため、コールセンター（電話及びメールアドレス）を設置し、使用するポータルサイト等において明示すること。なお、コールセンターにおける対応は次の内容を基本とし、実情に合わせて本市と協議のうえ、

決定する。

対応日：土日祝日（年末年始、GWを含む）を除く月曜日から金曜日

対応時間：午前 9 時から午後 5 時まで

イ コールセンターへ寄せられた問い合わせ内容に対して、システムに記録し、本市と情報共有すること。また、問い合わせ内容については毎月集約及び分析を行い、寄附者の満足度向上に向けて必要な対策を講じること。

ウ 返礼品に関する苦情については、速やかに状況の確認を行い、必要と認められる場合は、返礼品提供事業者や配送事業者等に対して対策を求めるなど、苦情の解消に向けた調整を行うとともに、適宜、本市に報告を行うこと。

（５）寄附者への寄附金受領証明書等の送付業務

ア 寄附金の収納を確認できたものについて、寄附金受領証明書等を原則 2 週間以内に寄附者に送付すること（再発行を含む）。

イ 発送する書類は原則として以下のとおりとし、送付物の内容について、本市と協議の上決定する。

①お礼状・寄附金受領証明書

②ワンストップ特例申請書

③ワンストップ特例申請書記載例（オンライン申請方法を含む。）

④返信用封筒（料金受取人払い）

ウ 郵送に際して、本市は自らが作成するパンフレット等を受注者に同封させることができるとともに、受注者は、寄附者との関係づくりに有効と思われる資料があれば、本市の承認を得てこれを作成し同封することができる。

エ 寄附金受領証明書及びワンストップ特例申請書には寄附者情報等を記載の上、送付すること。

オ 寄附金受領証明書等の発送に必要な用紙及び封筒は受注者が用意し、郵送料は受注者において支払いをすること。

カ 発送後、住所不明等での返還分について、電話等による住所確認作業を行い、速やかに再発送すること。

キ 寄附者からの寄附金受領証明書の再発行依頼や送付先住所変更等について、速やかに応じること。

ク 寄附金受領証明書等の送付経費の節減に努めること。

（６）返礼品の開発・拡充及び返礼品提供事業者の支援に関する業務

ア 本業務の遂行にあたっては、関係法令のほか本市の定める「ばらのまち福山応援寄附金の使い道及び返礼品に関する要綱」及び総務省からの通知内容等を遵守すること。また、本市及び受注者並びに返礼品提供事業者が十分な関係性を構築するため、日常的に本市及び返礼品提供事業者と直接訪問してコミュニケーションを図ること。

イ 本市が提供する情報や受注者が独自に入手した情報、他自治体の実践例、分析結果、ノウハウ等をもとに、返礼品提供事業者と交渉し、地場産業の振興に寄与する返礼品の企画提案及び新たな返礼品の開発を行うこと。併せて、必要に応じ事業者への説明会などを開催し、広く周知及び調整すること。

ウ 既存の返礼品については、返礼品提供事業者と調整の上、ポータルサイトに掲載する写真や商品名及び商品説明等を工夫し、より一層返礼品の魅力アップに努めること。また、必要に応じて寄附金額の見直しを行うこと。

エ 返礼品の提供を希望する事業者からの相談や申し出があった場合、返礼品掲載への基準や事務手続等を案内すること。

オ 本市へ新たな返礼品を提案する際、又は返礼品提供事業者から新たな返礼品の提案があった際には、原材料等の産地、製造場所、製造工程の割合、役務の提供場所等、「地場産品基準」の適合是非に係る情報を、総務省への報告が可能な形式で本市と共有すること。また、本市及び総務省が承認したものが返礼品となることを認識し、調整にあたること。

カ 受注者は、常に本市の寄附金額の増大につながる提案を行うとともに、本市と協議の上、実施すること。

キ 返礼品提供事業者に対し、電子商取引（ＥＣ）対策の知識及び技術等を伝え、事業者自らによるインターネット上での見せ方の改善、商品開発などを促すとともに、事業者の意識向上、つながり強化などを目的とした研修会を開催すること。

ク 返礼品として登録する最終決定は、本市にて行うものとする。

ケ 新規返礼品登録及び返礼品提供事業者との協議の状況について、定期的に本市に対して報告を行うこととし、その頻度・方法等については本市と協議の上決定するものとする。

（７）本市の魅力発信やプロモーション等に関する業務

ア 本市の魅力を広く発信し、認知度を向上させるとともに、寄附の使い道や返礼品等の効果的なＰＲに努め、より多くの寄附者に訴求すること。また、本業務の

遂行にあたっては、総務省の定めるルール等を遵守して実施すること。なお、本業務に要する費用は、基本業務委託料に含むものとする。

イ 寄附者の分析結果や人気の返礼品、市場の流行、受注者が有する独自のノウハウやアイデアを駆使した効果的な取組のプロモーションを提案し、本市と協議のうえ実施すること。

ウ 本市ふるさと納税及びシティプロモーションに関するパンフレット等を作成し、寄附者へ提供すること。

エ 本市ホームページ等へ掲載するバナー画像を作成すること。

オ 使用する広告媒体や配信回数、時期、ターゲット層等について提案を行い、本市と協議のうえ、実施すること。

カ 各ポータルサイトにおいて、返礼品に寄せられる感想投稿数、レビュー評価及びレビュー数は、寄附者の返礼品の選択に大きく影響を及ぼすことから、レビュー返信を含めた、レビュー数を増加させる施策を考案し実施すること。

キ ふるさとチョイスが実施する自治体主体型マーケティングサービス（掲載手数料３％）を効果的に活用し、経費の節減に取り組むこと。

ク 実施したＰＲ業務の具体的内容及び費用対効果の分析結果等については、業務報告書に取りまとめること。

（８）ふるさと納税の推進に関する業務

ア ふるさと納税の分析

ポータルサイトごとに、寄附の状況について分析を行い、全国的な動向を踏まえた上で、今後の見込や課題について整理・把握し、工夫や改善に努めること。分析状況等については定期的に本市に報告すること。

イ ふるさと納税制度への対応等に関する業務

（ア）ふるさと納税制度に改正等が生じた場合は、本市と協議の上、ポータルサイトへの掲載内容の変更や返礼品提供事業者への対応など、必要な対応を迅速かつ適切に行うこと。

（イ）寄附の募集に要する費用については、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）及び平成３１年総務省告示第１７９号の基準に従い、費用管理をすること。また、業務全般にわたって経費率抑制の視点を持つこと。

（ウ）本市が総務省へ提出する書類の作成を補助すること。

ウ 返礼品出荷に係る返礼品代及び送料の返礼品提供事業者及び配送事業者への

支払い業務

- (ア) 返礼品提供事業者からの各月の返礼品の出荷状況（出荷品目及び件数）を管理し、その内容について、対象となる返礼品提供事業者と相互に確認を行うものとする。仮に出荷状況に齟齬が生じた際は、その原因を探り、必要に応じ修正を行うなど、受注者は、出荷状況を正確に管理するものとする。
 - (イ) 上記（ア）により得られた出荷状況に基づき、各月の返礼品代及び送料を返礼品提供事業者及び配送事業者へ支払うこと。
 - (ウ) 本市は、当該月の出荷状況を確認の上、正当な請求を受けたときは、当該請求のあった日から起算して原則３０日以内に、受注者に支払うものとする。
- エ 本市の業務効率化・業務軽減・経費削減につながる方策など、独自提案があれば、積極的に提案すること。
- (9) クラウドファンディング型ふるさと納税に関する業務
- 本市がポータルサイトを使用して、ふるさと納税を活用したクラウドファンディング型ふるさと納税を実施する場合であっても、前各号で示す業務を行うこと。

7 業務実績の報告及び検査

- (1) 受注者は、前月に実施した業務内容を業務報告書に取りまとめ、毎月１０日までに本市に提出し、検査を受けるものとする。ただし、２０２８年（令和１０年）３月分の業務報告書は、２０２８年（令和１０年）３月３１日までに本市に提出するものとする。業務報告書の内容は、次のとおりとする。
- ア 寄附の受入状況について
 - 寄附金額及び寄附件数に関する毎月の実績を本市に報告すること。
 - イ 返礼品の発送状況について
 - 仕様書６（８）ウにおいて算定する返礼品の発送状況に関する毎月の実績を本市に報告すること。
 - ウ 寄附者問合せ状況のデータについて
 - 受注者において対応した問合せの概要について、毎月の実績を本市に報告すること。
 - エ 寄附金受領証明書及びお礼状等の発送について
 - 寄附金受領証明書及びお礼状等の発送に関する毎月の実績を本市に報告すること。
 - オ 返礼品等の開発及び提案について

返礼品提供事業者との協議について、協議の記録を本市に毎月提出すること。
また、返礼品等の紹介記事について、作成した記事の概要の一覧を本市に毎月提出すること。

カ 寄附件数増加のための情報発信について

寄附の増加及び魅力的な返礼品等をPRするために行った情報発信の概要を本市に報告すること。

- (2) 本市は、上記のほか必要があると認めるときは、受注者に対して委託業務の履行状況、その他必要事項について報告を求め、検査することができる。

8 業務委託料

受注者に支払う経費は次のとおりとする。また、業務委託料については、仕様書7に記載の業務報告書を毎月本市に提出し、検査を受けたものについて支払うものとする。

- (1) 本契約について、受注者に支払う委託料はおおむね次のとおりとする。

ア 基本業務委託料

寄附金額に一定の割合を乗じた額。ただし、返礼品を発送しない寄附及びクラウドファンディング型ふるさと納税において、基本業務委託料が異なる場合は、見積書（任意様式）に記載すること。

イ 返礼品代及び送料

仕様書6（8）ウにおいて算定した費用。ただし、受注者及び返礼品提供事業者の責による再送は含まない。

ウ 寄附金受領証明書等送付業務

仕様書7（1）エにおいて報告のあった受領証明書等の送付件数に決まった額を乗じた額。ただし、仕様書8（1）アに含む形でまとめることも可能。

- (2) 本契約に付随して、本市が受注者以外の者に支払う手数料、使用料、その他費用等があれば見積書（任意様式）に記載すること。
- (3) 本市と受注者で協議し合意した広告費について、ふるさと納税ポータルサイトの規定等により、本市に対してのみ広告費が請求される場合においては、本市から請求元へ広告費の支払いを行い、受注者は本市からの報告に基づき、当該広告費用分を直近の業務委託料請求予定金額から控除して本市へ請求する。

9 再委託の禁止

受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

10 個人情報の取扱いについて

受注者は、委託業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令及び別紙1「個人情報取扱特記事項」等を遵守しなければならない。

11 その他

- (1) ポータルサイトの運営については、本市と十分協議して行うこと。
- (2) 受注者は、業務従事者（以下「従事者」という。）の名簿を事前に本市に提出すること。異動のあるときも同様とする。
- (3) 本契約により発生した本著作物に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を本市に譲渡されるものとする。また、受注者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。本著作物等の著作権は本市に帰属することとする。
- (4) 受注者は、本業務終了時において、返礼品タイトル、返礼品基礎情報及びインターネット上で閲覧できる状態のページURL（レビュー情報等）を消去せず、本市に引継ぐこと。なお、本業務の引継ぎに際して、本市と毎月ごとに定期協議の場を設けるとともに、いずれかの要請により、臨時協議の場を設けること。また、本業務終了時において、本市が業務を効率的かつ円滑に継続運営できるよう、本市への対応を誠実かつ遅滞なく行うこと。
- (5) 契約期間内に受け入れた寄附に係る返礼品の受発注及び配送管理、その他寄附者からの問合せ対応等の業務は、契約期間満了後も責任を持って行うこと。
- (6) 従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。
- (7) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (8) 受注者は、業務を行うに当たり、別紙2「機密保持特記事項」を遵守し、業務上知り得た秘密を他に漏らすこと又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、業務委託終了後も同様とする。
- (9) 本業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、本市、受注者と協議の上、解決するものとする。

別紙 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第6 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

(複写・複製の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託に当たっての留意事項)

第9 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託」という。）する場合には、再委託の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないこ

とを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

（再委託に係る連帯責任）

第10 受注者は、再委託の相手方の行為について、再委託の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

（再委託の相手方に対する管理及び監督）

第11 受注者は、再委託をする場合には、再委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

（個人情報の返還又は廃棄）

第12 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが取得した個人情報が記録された資料等について、業務完了後、発注者の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄しなければならない。

（取扱状況の報告及び調査）

第13 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

（漏えい等の発生時における報告）

第14 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（再委託の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（契約解除）

第15 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

第16 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

別紙 2

機密保持特記事項

(基本的事項)

- 第1 契約当事者双方は、この契約書記載の業務を行うに当たり知り得た情報を機密情報として扱い、機密情報の保護の重要性を認識し機密保持を図るため、契約当事者双方から開示される機密情報を適正に取り扱わなければならない。
- 2 機密情報には、契約当事者双方が開示又は提供する技術上及び業務上の機密性を有する一切の情報が含まれるものとする。これらの情報は、機密性がないと発注者が特に指定しない限り、機密性を有するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは機密情報に含まれない。
- (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報
 - (2) 開示後、受注者の責めによらず公知となった情報
 - (3) 開示を受ける以前から既に受注者が適正に保有していた情報
 - (4) 受注者が独自に正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - (5) 機密情報から除外することを発注者が指定した情報
- 4 契約当事者双方は、契約が完了したとき、相手方が求めたとき、又は業務を行う上で必要なくなったときには、発注者の指示により機密情報を記録した媒体及びその複製物を返還し、又は廃棄しなければならない。廃棄する場合は、その処理方法等についてあらかじめ発注者の承諾を得るものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。また、受注者が、発注者から提供を受けた資料や情報資産について、発注者の承認を得て再委託先に提供した場合は、受注者は、発注者の指示により回収するものとする。

(守秘義務)

- 第2 受注者は、従事者（役員、正式社員、契約社員、パート社員、派遣社員、アルバイト社員等をいう。以下同じ。）及び再委託先に対し、その在職中及び退職後も前項の機密情報に関する機密を保持する旨の義務を負わせるものとし、この特記事項及び受注者向け情報セキュリティ遵守事項の内容を遵守させるものとする。当該従事者がこれに違反した場合は、受注者がこの特記事項に違反したものとして、その責任を負うものとする。

(受注者による具体的措置の実施)

- 第3 受注者は、業務に直接従事する必要がある従事者に対して、業務の履行に必要な限度で発注者から開示された機密情報を利用させるものとし、発注者の求めに応じて、当該従事者の名前・実施する業務等を記載したリストを提出しなければならない。
- 2 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合

には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

- 3 受注者は、機密情報の管理に当たり、当該従事者に対し次の事項を遵守させると共に、不正利用を防止するための、技術上及び組織上の最善の手段を講じるものとし、発注者の求めに応じて、関連資料を添えて具体的措置の実施状況を説明するものとする。
- (1) 機密情報へアクセスできる者を業務に直接従事する必要がある従事者に限定し、アクセスを適切に管理し、その履歴を保存すること。
 - (2) 機密情報を記録した媒体がコンピュータシステム等の場合は、各人毎のＩＤ・パスワード等を適切に管理し、使用させること。
 - (3) 発注者の庁舎内で業務を履行する場合、発注者が指定する場所で作業を行い、作業の実施及び機密情報を記録・蓄積した媒体の設置及び保管は、同作業所内の施錠等で遮断された保管設備に限定すること。また、作業場所へは、業務に従事するものだけの入退室の許可を発注者に対して申請するものとし、入退室管理及び作業場所での情報機器等の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
 - (4) 受注者が自社内で業務を履行する場合の業務を履行するための主たる作業場所については、機密情報を利用した作業の実施及び機密情報を記録した媒体の設置及び保管は、入退室記録等、機密情報の漏えい防止措置が適切に講じられている場所とし、同作業所内に限定すること。なお、同作業場所の特定に際しては、発注者の書面による事前の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。
 - (5) 作業場所内においての私物の情報機器（パソコン、デジタルカメラ等）の使用は禁止とする。
 - (6) 発注者の書面による事前の承諾がない限り、機密情報を複製しないものとし、複製する場合は、これを機密情報として取扱うとともに、その複製履歴（①複製日時、②複製者の名前、③複製許可の有無（許可者の名前）、④複製情報の内容、⑤複製目的・用途、⑥複製物の保管場所・方法、⑦複製物を破棄した場合は、その日時・方法及びその証明資料、等を含む。）を適切に作成し保存するものとする。
 - (7) 発注者の書面による事前の承諾がない限り、上記(3)、(4)の作業場所から外に機密情報を持ち出さない（同作業場所の外から電気通信回路等を経由して機密情報へアクセスする場合も含む）ものとし、持ち出す場合は、持出履歴（①持出日時、②持出者の名前、③持出許可の有無（許可者の名前）、④持出情報の内容、⑤持出目的・用途、⑥持出情報の保管場所・方法、⑦持出情報を返還した場合は、その日時・方法及びその証明資料、⑧持出情報を破棄した場合は、その日時・方法及びその証明資料、等を含む。）を適切に作成し保存すること。機密情報を携行する場合、持出し先での置き忘れ、紛失、盗難等がないよう、終始自らの管理下に置くこと。
 - (8) 機密情報のうち発注者が極秘である旨を指定した情報については、情報手渡し等、漏えいが発生しない適切な方法で手渡しにより授受するものとし、また、その履歴（①授受日時、②授受者の名前、③授受許可の有無（許可者の名前）、④授受情報の内容、⑤

授受目的・使途、⑥授受情報の保管場所・方法、⑦授受情報を返還した場合は、その日時・方法及びその証明資料、⑧授受情報を破棄した場合は、その日時・方法及びその証明資料、等を含む。)を適切に作成し保存すること。

(9) その他、発注者が必要に応じて随時指示する事項を適切に実施すること。

4 受注者は、本契約に際して、業務の遂行において取り扱う電子データの保存先等をあらかじめ別記様式により届け出るとともに、クラウド等のオンラインストレージを使用している場合には、利用契約先の情報を発注者に申し出なければならない。また、内容に変更が生じた場合には、受注者は発注者に対して速やかに報告をするものとする。

(受注者による指導監督等)

第4 受注者は、この特記事項の目的を達成するに十分な技術と経験を有する者を情報管理責任者として選任し、必要に応じて随時、受注者の従事者及び再委託作業者がいる場合はその従事者による機密情報の取扱い状況を調査確認させ、機密情報の適切な管理のため指導監督させ、この特記事項の内容の遵守を周知徹底させるものとする。

2 受注者は、この契約に基づく作業に新たに従事する者がいる場合、作業に従事する前に機密情報の取扱いについての研修を実施するものとし、発注者に報告の上、作業に従事させるものとする。

3 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の実施状況について、関連資料を添えて発注者に対し報告するものとする。

4 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託先に対して、この特記事項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

5 受注者は、受注者及び再委託作業者の従事者がこの特記事項の内容に違反した場合、または違反するおそれがある場合、その内容及び受注者の措置を直ちに発注者に報告するものとする。発注者は、原因解明及び今後の防止策等、必要な措置を受注者に指示できるものとし、受注者はこれに従うものとする。

6 受注者は、①著作権法（昭和45年法律第48号）、②不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、③個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他の関連法令等を遵守するものとし、必要な措置を講じるものとする。

(発注者による調査等)

第5 発注者は、受注者による第3（受注者による具体的措置の実施）の履行状況を調査・確認するため、いつでも業務の履行に関連する受注者及び再委託作業者の作業場所及び事務所等に立ち入り、機密情報の管理体制及び関連資料を調査することができるものとする。発注者による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001等)の取得等の確認を行うことができる。

2 発注者が、受注者及び再委託作業者の従事者による機密情報の管理状況を不適切と判

断し、その旨を受注者に通知した場合、受注者は速やかに適切な措置を講じ、その結果を発注者に報告するものとする。

（情報セキュリティインシデント発生時の公表）

第6 発注者は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合（再委託先により発生した場合を含む。）は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

（情報セキュリティの確保）

第7 発注者は、本契約に係る受注者の業務の遂行に当たって、前項までに定めるもののほか、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、受注者はこれに従わなければならない。

（契約解除）

第8 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

受注者向け情報セキュリティ遵守事項

(総則)

第1 この情報セキュリティ遵守事項は、受注者が業務を行う際に情報セキュリティを遵守するための細則及び具体的な手順を定めたものである。

(セキュリティ事案発生時の連絡)

第2 発注者が発注した委託業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は次の対応を行わなければならない。

- 1 発注者の窓口に連絡すること。
- 2 最初に事案を認識した時点から、60分以内に発注者に連絡すること。

(ノートPCの持ち出しについて)

第3 ノートPCの持ち出しについては、次の事項を遵守すること。

- 1 持ち出すノートPCには、二要素認証方式を導入していること。
- 2 ノートPCの持ち出し前及び持ち帰り時は、責任者の承認を得ること。
- 3 ノートPCに入れる秘密情報は、データ暗号化による保護を実施すること。
- 4 秘密情報を保持したノートPCを保持したまま、目的外の場所への立寄り禁止とする。
- 5 ノートPCには、必要な情報のみ保存すること。
- 6 ノートPC内の情報は決められたサーバ等に保存し、持ち帰り時は残さず削除すること。

(書類含む情報の持ち出しについて)

第4 書類を含む情報の持ち出しについては、次の事項を遵守すること。

- 1 秘密情報を持ち出す際は、事前に責任者の許可を得ること。
- 2 持ち出し目的の業務に不要な情報は持ち出さないこと。
- 3 持ち出した情報を、置き忘れたり、紛失しないこと。
- 4 秘密情報を所持したまま、目的外の場所への立寄り禁止とする。

(業務用携帯電話・スマートフォンの利用について)

第5 業務用携帯電話・スマートフォンの利用については、次の事項を遵守すること。

- 1 セキュリティロック（端末ロック等）を常時設定すること。
- 2 紛失時に端末を遠隔でロックできる機能（遠隔ロック等）を設定すること。
- 3 ネットストラップやフォルダー等を適切に利用し、紛失防止対策を実施すること。
- 4 電話帳に個人を特定できるフルネームで登録しないこと。
- 5 カメラ画像については、事前に撮影や取り扱いの確認の上、サーバ等への保存後は速やかに削除すること。

(電子メールの送信について)

第6 電子メールの送信については、次の事項を遵守すること。

- 1 宛先、メール本文、添付ファイルの中身について、送信前に確認すること。

2 添付ファイルがある場合、暗号化又はパスワード付き圧縮形式にして保護すること。
そのパスワードは同じメールに記載せず、別途連絡すること。

3 匿名で登録・利用できるメールサービスやファイル交換サービスなど、相手先を確実に特定できないツールを利用した情報の送受信を行わないこと。

(オンラインサービスへの登録禁止)

第7 インターネット上で提供されている地図情報、ワープロ、表計算、スケジュール管理、オンラインブックマーク、データ共有等のサービスへの秘密情報の登録、保持を行わないこと。

【禁止例】

- ・顧客住所を Google マップ（地図サービス）へ登録
- ・設定ファイルや構成図等の Evernote/GoogleDocs/Skydrive への保存
- ・現場写真を Flickr(写真データ共有) に保存
- ・イントラネット内の URL 等をはてなブックマーク（オンラインブックマーク）に登録

参考

福山市のふるさと納税の概況

1 寄附金額等の推移（さとふるを含む。ガバメントクラウドファンディングを除く。）

年度	寄附件数（件）	寄附金額（千円）	備考
2021(R3)	4,820	155,993	
2022(R4)	6,561	170,616	
2023(R5)	7,171	177,687	市独自の返礼品基準を撤廃
2024(R6)	6,112	203,502	
2025(R7)	約 3,300	約 72,000	8 月末現在

2 ポータルサイトごとの寄附額割合

2024 年度（令和 6 年度）

サイト名	割合
ふるさとチョイス	29.9%
楽天ふるさと納税	41.5%
ふるなび	11.5%
ANA のふるさと納税	2.6%

3 主な返礼品

ピオーネ、シャインマスカット、旅館の宿泊券、布団、寝袋、牛肉、豚肉、旅行クーポンなど

4 送料

最も発送の多い 80 サイズの送料（税込）は以下のとおり

事業者	関東 80 サイズ	関東 80 サイズクール便
ヤマト運輸	803 円	1,133 円

5 寄附金額の設定

- （1）原則、返礼品の調達費用及び送料（消費税及び地方消費税を含む。）の和に 32 分の 100 を乗じて得た額とし、1,000 円未満の端数は切り上げている。ただし、返礼品の調達費用（消費税及び地方消費税、梱包等の経費を含む。）が寄附金額に対して 3 割を超える場合は、3 割以内の額としている。
- （2）寄附金額の下限は、8,000 円。ただし、冷凍又は冷蔵で配送する場合、寄附金額の下限は 10,000 円としている。

6 プロモーション

RPP 広告（Rakuten Promotion Platform）を活用。

7 ガバメントクラウドファンディング

《直近の実施歴》

- ・プロジェクト名：忘れてはいけない福山空襲《あの日から 80 年》戦争の記憶を次世代に継承するため、戦争体験者の声を残したい！

- ・実施期間：2025 年（令和 7 年）6 月 16 日～9 月 13 日

- ・寄附の使い道：戦争体験者の方々の証言を基にした映像制作に活用

※実施において、内容の企画は福山市で行い、サイトへの掲載や受領証明書等の発送等は受託者にて行った。

8 福山市の特徴・課題

（1）寄附金額・返礼品数など

2024 年度（令和 6 年度）の寄附金額は 203,502 千円であり、全国の自治体の中では多いとは言えない。中核市 62 市の中で 55 位と下位に位置している。

返礼品数は約 700 品目（サイズ・容量等の重複や定期便を含む）であり、返礼品提供事業者数は約 160 事業者である。

（2）主力商品の開発

季節商品である「ピオーネ・シャインマスカット」以外に、軸となる返礼品の造成が十分に進んでいない。主力となる他の返礼品開拓が必要であるが、一次産品（特に農産物）の供給量が不足しており、安定的に提供できる余力がないため、新規開拓の難しさを感じている。

（3）プロモーションの強化

本市の魅力を多くの人に知っていただき、「福山市に寄附したい」と思ってもらえるため、プロモーション強化の必要性を感じている。

例：「ばら」「デニム」「福山城」「鞆の浦」といった本市の地域資源や文化を感じられる返礼品・体験型企画など

（4）リピーター獲得に向けた取り組み

寄附後のお礼や地域情報・イベントの案内を定期的に届ける等、リピーターを増やしていく仕組みづくりの必要性を感じている。

総務省から毎年、現況調査結果（寄附金額、税の流出額、所要経費など）が公表されていますので、必要に応じてご覧ください。